Ｊ　Ａ　Ｍ
政策ＮＥＷＳ

2014年４月１日　第2014－22号
【発　　行】Ｊ　Ａ　Ｍ
【発行責任者】宮 本 礼 一
【編　　集】政策・政治グループ
TEL 03-3451-2425
E-Mail：seisaku.seiji@jam-union.jp

４月１日から
産休中も社会保険料免除・育児休業給付金拡充

１．産前産後休業期間中の社会保険料免除

４月１日から産前産後休業期間中の社会保険料免除制度が施行され、労使共に社会保険料（健康保険と厚生年金の保険料）が免除されます。今回の改正では、**2014年４月30日以降に産前産後休業が終了となる方が対象**となります。

また、厚生年金の場合、保険料免除期間中は休業前の保険料と同額を納付したものとして記録されるので、産前産後休業や育児休業を取ったことによって将来の年金額が低くなってしまうという心配はありません。

産前産後休業期間	育児介護休業法に規定された育児休業期間	会社独自の育児休業期間
産前42日・産後56日	原則：子が１歳になるまで（1歳2月・1歳6月の場合あり）	子が３歳になるまで

労使共に社会保険料免除

２．育児休業給付金の拡充

雇用保険法改正により（政策ニュース21号参照）、**４月１日以降初めて育児休業給付金を受給する方は**、給付率が引き上げられます。休業開始後６ヵ月間の給付率は、休業開始前賃金の67％となります。それ以降は、現行の50％です。（４月１日時点ですでに給付金を受給している方は対象になりません。）

【女性が、子が１歳になるまで育児休業を取得した場合】

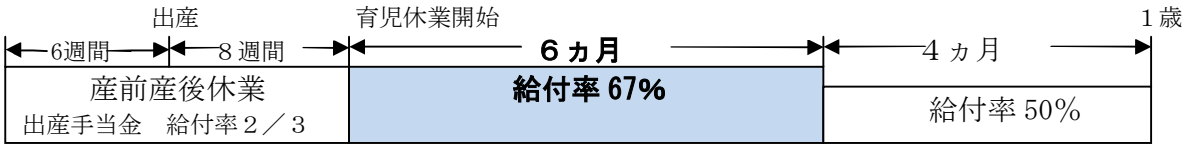
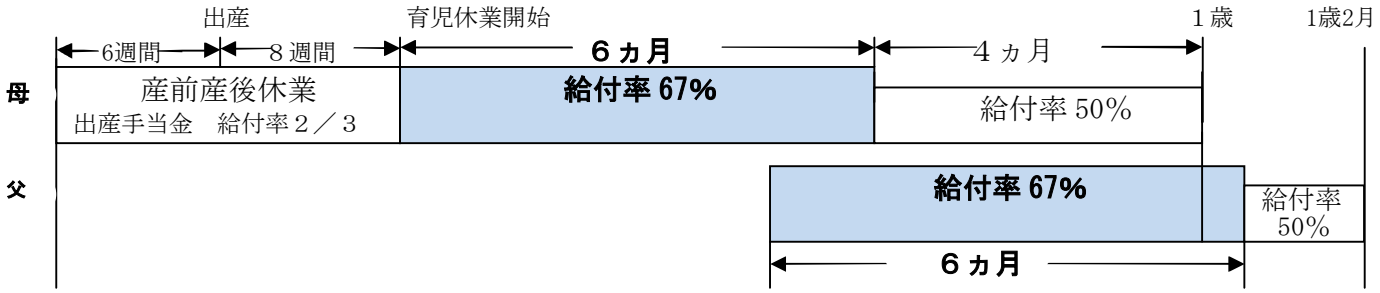
【男女ともに育児休業を取得した場合】